

### 【相談窓口（内部通報窓口）】

当協会では、法令・定款・規程類違反、暴力、ハラスメント、不適切行為等を早期に発見し被害等の拡大を防ぐとともに、そのような不当な行為の是正や再発防止に努めるため、相談窓口（内部通報窓口）を設置しました。

#### <利用できる人>

- (1) 当協会の理事、監事、相談役、顧問及び参与
- (2) 協会が定める各種委員会の委員
- (3) 当協会の職員（コーチ、監督その他のスタッフを含む。）
- (4) 当協会の登録会員
- (5) 上記に定める者の親族

#### <対象となる行為>

下記の当協会倫理・懲戒規程第3条に違反する行為、又は、その疑いのある行為

（違反行為）

第3条 前条に定める者は、次の行為(以下「違反行為」という。)を行ってはならない。

- (1) 競技者、指導を受ける者その他の者に対して、身体的暴力、暴言、いじめ、パワーハラスメント行為等を行うこと（暴力・暴言）
- (2) 競技者、指導を受ける者その他の者に対して、指導に必要な範囲を明らかに超えた身体的接触、わいせつ行為や性的な言動、つきまとい行為、交際の強要等を行うこと（わいせつ・セクハラ）
- (3) 競技者、指導を受ける者その他の者に対して、競技力の向上とは明らかに無関係なしごきや罰としての特訓等の不合理な指導を行うこと（不適切な指導）
- (4) 協会のドーピング防止規程に違反し、又は法令で禁止されている薬物を使用・所持等すること（ドーピング・薬物）
- (5) 競技会等の円滑な運営を妨げる行為や施設の不適切な利用等を行うこと（大会運営施設利用不適切行為）
- (6) 補助金、助成金、交付金等の不正受給、不正使用、脱税、協会の財産の横領、不適切な支出等の不正経理、職務に関して不正な利益を供与し、申込み、要求し又は約束すること（不適切経理）
- (7) 職務やその地位を利用して自己の利益を図ること（利益相反行為）
- (8) 反社会的勢力と関係を有すること（反社会的勢力）
- (9) 法令や協会の諸規程または方針に違反すること（法令・規程等違反行為）
- (10) その他協会の名誉と信用を著しく害する行為（品位を汚す行為）

#### <相談・通報の方法>

下記の専用メールアドレスにメール、又は、下記の住所に郵便（封書【親展】）で送付ください。

[一般相談窓口]

コンプライアンス委員長 弁護士大橋卓生

郵送先：東京都中央区日本橋兜町20-5 兜町八千代ビル2階

メールアドレス： [soudan@hotline.sakura.ne.jp](mailto:soudan@hotline.sakura.ne.jp)

[一般・女性の相談窓口]

コンプライアンス委員 弁護士釜谷理恵

郵送先：東京都港区浜松町1-10-1 住友東新橋ビル3号館9階

メールアドレス： [wsoudan@hotline.sakura.ne.jp](mailto:wsoudan@hotline.sakura.ne.jp)

#### <注意事項>

- ①相談者・通報者は、その所属、氏名、連絡先を明らかにしてください。匿名による相談・通報は受けません。
- ②担当者から詳細を伺うため連絡をさせていただく場合があります。
- ③相談・通報内容が、係争中の場合、相談・通報対象事項に該当しない場合、個人への誹謗・中傷や不平不満に該当する場合には、対応できません。

#### <相談・通報制度方針>

- ①当協会は、相談者・通報者の個人情報について、プライバシーポリシーに従って適切に処理します。
- ②相談者・通報者の個人情報は、コンプライアンス委員会もしくは裁定委員会の特定の担当者のみが扱い、事実関係の調査においても匿名性の確保を最優先するなど、その秘密を厳守します。
- ③相談・通報があった場合、コンプライアンス委員会は、関係者のヒアリングを行う等相談・通報事実の確認を速やかに行い、違反行為の是正及び解決案を理事会に報告します。
- ④コンプライアンス委員会は、必要に応じて、裁定委員会に事実関係の調査及び答申を求めることができます。
- ⑤相談・通報行為によって、相談・通報者が報復等不利益を受けないよう配慮します。報復行為が認められた場合には、速やかに報復行為を差し止め、報復者を適正に処分します。